

NOMURA

2007年7月17日 株式会社大阪証券取引所 野村アセットマネジメント株式会社

金価格連動型上場投資信託(金連動ETF)の上場について

株式会社大阪証券取引所(「以下「大阪証券取引所」、取締役社長:米田道生)と、野村アセットマネジメント株式会社(以下「野村アセットマネジメント」、執行役社長:柴田拓美)は、野村アセットマネジメントが新たに設定する金価格連動型上場投資信託(金連動ETF)の大阪証券取引所市場への上場について発表した。上場予定日は8月10日。

株価指数以外に連動するETFの上場は、今回の金連動ETFが日本初であり、大阪証券取引所が3月に創設した「特定指標連動型上場投資信託」の第1号となる。

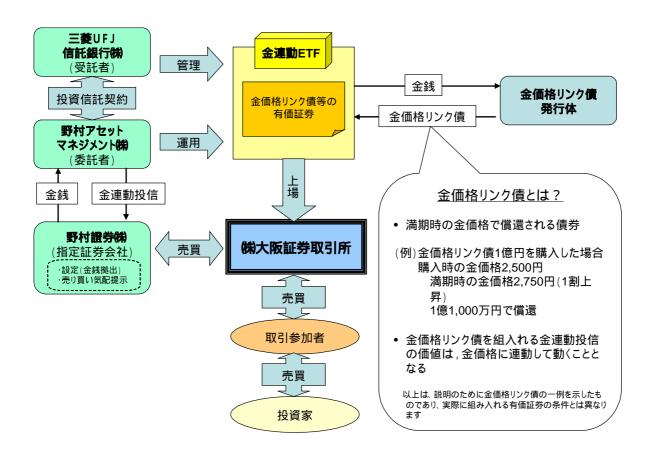
<金連動ETFの概要>(詳細は、別紙)

対象指標	1g(グラム)当りの円表示の金現物価格
投資対象(金現物	金価格に連動する社債等の有価証券に投資することにより、金連
価格への連動)	動ETFの基準価額が金現物価格に連動する投資成果を目指す。
	金の現物そのものを購入するわけではない。
売買単位	10 口(投資単位は3万円程度となる予定)

野村アセットマネジメント社長の柴田拓美は、「金連動 E T F の上場承認は、投資家の 皆様の利便性の向上に寄与し、金融市場の自由化を促進する画期的な出来事。今後も魅力 的な商品の開発に注力していきたい。」と述べた。

大阪証券取引所社長の米田道生は、「日本で初めて金連動ETFの上場を承認できたことを非常にうれしく思う。今後も様々なETFを始めとして、投資家の皆様に魅力的な投資ツールを提供することによって、特色のある市場作りに取り組んでいく。」と述べた。

< 金価格連動型上場投資信託 (金連動 E T F) の仕組み >



上記は、金価格連動型上場投資信託のおおよその仕組みを示すための概念図であり、 金価格連動型上場投資信託の内容について、正確または完全に記載することを目的とした ものではありません。詳細については有価証券届出書の写しまたは目論見書をご参照くだ さい。

2007年7月17日

「金価格連動型上場投資信託」の概要

野村アセットマネジメント株式会社

*		/	华玉	园内筑 / 四神 / 八草 / \chi 和刑性 - *** 和次/c ****
商	品	分	類	国内籍/円建/公募/追加型株式投資信託
				(投資信託法上の証券投資信託、投信法施行令第 8 条第 1 号の要件を満たす、
				税法上の株式等証券投資信託(租税特別措置法第 37 条の 10 第 2 項第 5 号))
フ	アン	ノド	名	金価格連動型上場投資信託
				なお、「金価格連動型上場投信」、「金価格連動型投信」、「金価格連動型
				ETF」、「金価格連動上場投信」、「金価格連動投信」、「金価格連動ET
				F」、「金連動上場投信」、「金連動投信」、「金連動ETF」、「ゴールド
				連動上場投信」、「ゴールド連動投信」、「ゴールド連動ETF」、「ゴール
				ド・リンク上場投信」、「ゴールド・リンク投信」、「ゴールド・リンクET
				F」または「GOLD LINK ETF」(以下「別称」と総称します。)と
				称する場合があります。
				ファンドの名称(別称を含みます。)の前に「NEXT FUNDS」また
				は「ネクスト・ファンズ」の文言を付記する場合があります。
信	託	期	間	無期限
対	象	指	標	1g(1グラム)当りの円表示の金価格
				対象指標は、第1号のロンドンにおけるロンドン渡し金価格に第2号の円換算為
				替レートを乗じて得た額を第3号の質量の定義に基づいて1g(1グラム)当りの
				価格に換算して算出します。
				1.「ロンドンにおけるロンドン渡し金価格」とは、ロンドン・ゴールド・マー
				ケット・フィクシング・リミテッド(The London Gold Market Fixing
				Ltd.)が、午後決め値(p.m. fixing price)として公表する、1トロイオ
				ンス当りの米ドル建ての金価格をいいます。
				2.「円換算為替レート」は、原則として、第1号の価格公表日と同日付のWM
				ロイター(WM/Reuters)が発表するロンドン時間午後4時のスポット・レー
				トの仲値を用います。ただし、当該レートが発表されない場合、委託者が同
				等ないしは適切と判断する為替レートを用いることができます。
				3.「質量の定義」は、計量単位令(平成4年11月18日政令第357号)に定め
				る定義によるものとします(信託契約締結日現在、1 トロイオンス = 31.1035
				グラムです。)。

受益権の単位	当初1口当りの元本は、当初設定日の前々営業日と同日付の対象指標(小数点以下
	は切り上げます。)の額とします。
基準価額	基準価額は日々計算し、公表します。(表示:1 口当り)
クローズド期間	信託期間中の現金による一部解約はできません。
	保有する受益証券と当該受益証券の信託財産に対する持分に相当する有価証券との
	交換(以下「交換」といいます。)をすることができます。
投 資 対 象	次の各号に掲げる有価証券のうち対象指標に連動する投資成果を目的として発行さ
	れた有価証券とします。
	1. 社債券
	2. 外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
	3. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号
	で定めるものをいいます。)
	4. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定め
	るものをいいます。)
運 用 方 針	この信託は、対象指標(対象指標の算出の基礎となる金価格で、当該対象指標と表
	示通貨を同一にすることで当該対象指標との連動性を有するものを含みます。)に連
	動する投資成果を目的として発行された有価証券のみに投資を行い、対象指標に連動
	する投資成果を目指します。
	当初設定時および追加設定時には、設定後の信託財産が前号の基本方針に沿うよ
	う、対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券を取得し、信託財
	産を組成します。
	次の場合には、上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこ
	とがあります。
	1. 対象指標の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
	2. 信託財産に属する有価証券の発行体の信用度が低下し、基準価額と対象指
	標の連動性が失われるおそれがある場合
	3. 交換が行なわれた場合
	4. その他基準価額と対象指標の連動性を維持するために必要な場合
	投資を行なう公社債は、原則としてA格以上の格付けを有する信用度の高いものと
	します。(格付けのない場合には、委託者が同等の信用度を有すると判断したものを
	含みます。)
	公社債への投資にあたっては、複数の発行体が発行する公社債に投資するよう努め
	ます。ただし、ファンドの純資産総額が少ない場合等には、複数の発行体が発行する
	公社債へは投資しない場合があります。

				<u> </u>
				外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
				資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
決	算	Į	日	毎年、7月8日とします。
				第1計算期間の決算日は、平成 20 年7月8日(火)とします。
収	益	分	配	毎決算時に、信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配すること
				を原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。売買益が生じても、
				分配は行いません。
				分配金は、決算日現在における受託者に名義登録されている受益者(名義登録受益
				者)に原則として決算日から起算して 40 日以内の委託者の指定する日に受益者があ
				らかじめ指定する預金口座に振り込む方式により支払います。
信	託	報	酬	<信託報酬>
				信託報酬の総額は、次の(1)により計算した額に、次の(2)により計算した額を加え
				て得た額とします。
				(1) 信託財産の純資産総額に年 0.525%(税抜年 0.50%)以内で委託者が定める率を乗
				じて得た額。
				(2) 信託財産に属する公社債の貸付を行なった場合は、その品貸料の 52.5%(税抜
				50%)以内の額。委託会社と受託会社の配分については折半とします。
				<その他費用>
				受益証券の上場に係る費用および対象指標についての商標(これに類する商標を含
				みます。)の使用料(以下、「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る
				費用および当該商標使用料にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、
				信託財産中から支払うことができます。
信言	壬財産	を 留 保	名額	一部解約はできません。(追加設定時は、販売基準価額 = 基準価額 × 100.60%)
投	資	制	限	株式への投資は行いません。
				外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
				デリバティブの利用は行いません。
				投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
償	還	条	項	この信託の受益証券を上場した全ての取引所において上場廃止になった場合は繰上
				償還します。
				対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性または市場性が失われたとき、対象
				指標に継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、それに代わる新たな対象指
				標を定めることができない場合は、繰上償還させることができます。
				また、交換を行なうことにより 80 万口を下ることとなった場合には繰上償還させ

	ることができます。
当 初 設 定 日	平成 19 年 8 月 2 日 (木)
当 初 申 込 額	当初設定日の前々営業日と同日付の対象指標(小数点以下は切り上げます。)の額
	の 200 万倍の金額を上限とします。(指定証券会社による自己設定)
信託金限度額	2兆円
当 初 募 集	なし
取引所における	(1) 上場日:平成19年8月10日(金) (予定)
売買	(2) 上場市場:大阪証券取引所
	(3) 売買単位:10 口(1 売買単位口数)以上 10 口単位
	(4) 呼び値:取引所の規定によります
	(5) 手数料:受託契約準則によります(取扱い証券会社が独自に定める率)。
追 加 設 定	委託者の指定する証券会社(以下「指定証券会社」といいます。)は、平成 19 年
	8月10日以降、委託者が別に定める一定口数(40万口)以上の受益証券を、取得申
	込受付日の前営業日の委託者が別に定める時限(午後3時)までに取得申込みをした
	取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合の受益証券
	の価額は、取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額に、100.60%の率を
	乗じて得た価額(以下「販売基準価額」といいます 。)とし、販売基準価額に委託
	者の指定する証券会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る
	消費税等に相当する金額を徴するものとします。
	なお、委託者は、次の各号の期日または期間における受益証券の取得申込みについ
	ては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に
	該当する期日および期間における受益証券の取得申込みであっても、信託財産の状
	況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断され
	る期日および期間における受益証券の取得申込みについては、当該取得申込みの受付
	けを行なうことができます。
	1.取得申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日と同日付となる場
	合の当該申込日
	2.取得申込日当日が、「日本の営業日でない日かつ、別に定める海外の休日で
	ない日」の前営業日となる場合の当該申込日
	3.信託財産が組み入れた対象指標に連動した投資成果を目的に発行された有価
	証券の償還や、信託財産が組み入れる対象指標に連動した投資成果を目的に
	発行される有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期
	間として委託者が別に定めるもの
	4.ファンドの決算日の前々営業日および前営業日

5.前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

交 換

信託期間中において現金によるこの信託の一部解約の請求を実行することはできません。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 20 年 1 月 7 日 (月) 以降、委託者に対し、委託者が交換請求受付日の前営業日 (以下「交換申込日」といいます。)の別に定める時限(午後 3 時)までに、一定口数(40 万口)以上の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

上記の一定口数は、信託財産に属する有価証券について、当該信託財産に対する持分に相当するものが、当該有価証券の信託財産における構成比に相当する比率で当該各有価証券の最小売買単位以上の数をもって交換するために必要な口数を基礎として、委託者が別に定めるもの(以下「最小交換口数」といいます。)とします。

交換価額は、交換請求受付日(交換申込日の翌営業日)の基準価額とします。

指定証券会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から、指定証券会社が独 自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することがで きます。

なお、委託者は、次の各号の期日または期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受付けを行なうことができます。

- 1.交換申込日当日から起算して8営業日目までの期間(日本の営業日でない日を除きます。)に、別に定める海外の休日と同日付となる日がある場合の当該申込日
- 2.交換申込日当日から起算して8営業日目までの期間(日本の営業日でない日を除きます。)に、信託財産が組み入れた対象指標に連動する投資成果を目的に発行された有価証券の決済機関の非営業日と同日付となる日がある場合の当該申込日
- 3.信託財産が組み入れた対象指標に連動する投資成果を目的に発行された有価 証券の償還や、信託財産が組み入れる対象指標に連動する投資成果を目的に 発行される有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期 間として委託者が別に定めるもの
- 4.交換申込日の翌営業日の翌日から、当該交換申込日当日から起算して8営業

	日目の前日までの期間に、ファンドの決算日がある場合の当該申込日
	5.前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそ
	れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
	交換の対象となる有価証券は、交換請求受付日から起算して7営業日目から、指定
	証券会社に交付または振替を行います。指定証券会社は所定の手続を経て当該有価証
	券を受益者に速やかに交付または振替を行います。
「別に定める	「別に定める海外の休日」とは、下記の条件のいずれかに該当する日をいいます。
海外の休日」	・ ロンドンの金市場の休日(半休日を含みます。)
	・ ロンドン、ニューヨークいずれかの休日(銀行の通常の営業日以外の日)
信託終了時の交換	上場廃止等によって信託が終了する時は、交換と同様、受益権の持分に相当する信
	託財産中の有価証券で返還します。
指定証券会社	野村證券株式会社
受 託 銀 行	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
	│ │(再信託受託者:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

「ロンドンにおけるロンドン渡し金価格」について

ロンドンにおけるロンドン渡し金価格("London Gold Fixing prices"。以下「当該価格」といいます。)についてのあらゆる言及はロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッド(The London Gold Market Fixing Limited)の許可を得て使用されています。ロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッドは当該価格について言及する商品(以下「当該商品」といいます。)とは無関係であり、当該商品に関するいかなる責任も負いません。

「金価格連動型上場投資信託」の投資リスクと費用について

投資リスク

当ファンドは、金価格に連動する投資成果を目的として発行された有価証券を投資対象としますので、金価格の下落による組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また組入有価証券は為替相場の影響を受けるため、為替の変動により基準価額が下落することがあります。したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

申込手数料

販売価額(取得申込日の翌営業日の基準価額に 100.6%の率を乗じた価額)に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を、お買付のお申込み時にご負担いただきます。

信託報酬

ファンドの純資産総額に、年 0.525% (税抜年 0.50%)以内の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。また、公社債の貸付を行なった場合は、その品貸料の 52.5% (税抜 50%)以内の額が、かかります。

信託財産留保額

ありません。

その他の費用

交換手数料

販売会社が独自に定める額を、ファンドと有価証券を交換する際にご負担いただきます。 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、監査費用等。 当該費用については、運用状況 等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 当ファンドの 「申込手数料」および「交換手数料」は、各販売会社が独自に定めているため、上限額等を記載するこ とができません。 手数料等の合計額については、お客様がファンドを保有される期間等に応じて異な りますので、表示することができません。

商号 野村アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 373 号

加入協会 (社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会